

令和2年度第1回三浦市景観審議会

- 1 日 時 令和2年12月18日(金) 午後2時から午後5時まで
- 2 会 場 三浦市役所 第2分館 第2会合室
- 3 議 題
 - (1) 三浦市景観重要公共施設について
 - (2) 令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について
 - (3) 令和2年度みうら観光写真コンクールの共同開催について
- 4 報告事項
 - (1) 令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について
 - (2) 安房埼灯台の建替え事業について
- 5 出席者
 - (1) 委 員 鈴木委員、中津委員、榊原委員、渡辺委員、吉井委員、佐久間委員、上野委員
 - (2) 事務局 中嶋都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 GL、小笠原主事
 - (3) 傍聴人 0人
- 6 議題等関係資料
 - (1) 資料1 議題1「三浦市景観重要公共施設について」
 - (2) 資料2 議題1「三浦市景観重要公共施設について」
 - (3) 資料3 議題2「令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について」
 - (4) 資料4 議題2「令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について」
 - (5) 資料5 議題2「令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について」
 - (6) 資料6 議題2「令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について」
 - (7) 資料7 報告事項1「令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」
 - (8) 資料8 報告事項1「令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」
 - (9) 資料9 報告事項1「令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」
 - (10) 資料10 報告事項1「令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」

定刻に至り、事務局（中嶋部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。

出席者が半数（7名中7名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

議題の選考にかかる部分については三浦市情報公開条例第 18 条ただし書の非公開事由に該当するため、非公開とすることを報告しました。

■議題 1 三浦市景観重要公共施設について

【鈴木会長】

それでは、議題 1 について、事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、本日の議題と報告事項についてご説明いたします。

着座にて失礼します。

スクリーンをご覧ください。

それでは議題 1 「三浦市景観重要公共施設について」説明させていただきます。

景観重要公共施設につきましては、平成 30 年度第 1 回景観審議会において、指定施設の検討にあたり現地視察会を実施し、同年第 2 回景観審議会では、指定する施設の選定や、指定に向けたスケジュール、整備すべき基準等のイメージについて、ご審議いただきました。

昨年度第 1 回景観審議会では、指定候補施設の特性や、施設の現状と課題等を踏まえ、今後の整備等にあたって求められる整備方針等について、ご審議いただきました。

第 2 回景観審議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となってしまいましたが、事務局では、これまでの間、施設管理者等の関係機関との協議を進めてまいりました。

資料 1 は、審議会におけるこれまでの議論や、施設管理者等の意見を基に、三浦市景観計画に記載する景観重要公共施設の内容を事務局案として取りまとめたものとなっております。

各施設管理者との協議途中ではありますが、素案としてお示しさせていただき、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、まず、前審議会において、意見のあった内容から報告させていただきます。

景観重要公共施設として指定を予定している「三浦海岸・北下浦漁港（上宮田地区）」において、黄色やピンクなどの小屋があり、周辺と調和していないとのご意見がありました。

事務局にて現地を確認し、小屋が北下浦漁港（上宮田地区）内にあることを確認いたしました。こちらが現地の位置及び現況となります。

今後、景観重要公共施設に指定した場合は、このように周辺景観から突出した色彩の建築物等が発生しないように規制誘導を行っていきます。

次に景観重要公共施設として指定を予定している「金田漁港」について、近くに三浦一族の墓があるとのご意見がありました。

事務局にて現地を確認し、墓が金田漁港の区域外にあることを確認いたしました。

こちらが現地の位置及び現況となります。

金田漁港前の県道 215 号を挟み反対側に位置し、階段を上った、木々に囲まれた場所に当該地があります。

本件は、鎌倉時代に活躍した三浦一族である三浦義村の墓であり、貴重な史跡ではありますが、漁港施設との直接的な関連性はなく、立地的にも、金田漁港を構成している景観要素の一つとは言い難いため、景観重要公共施設の基準等としては盛り込まないこととします。

次に、景観重要公共施設の指定に係る取組みとして、現在の進捗状況をご報告いたします。

現在は、図の赤く着色されています公共施設管理者との協議を行っています。

具体的には、配布しております資料 1 の景観計画改定案を基に、令和 2 年 8 月に国道 134 号、県道 215 号及び三浦海岸を管理している神奈川県横須賀土木事務所、三崎漁港を管理している神奈川県東部漁港事務所へ景観重要公共施設指定に係る景観計画の改定案を提示し、意見を頂き、改定案の修正等を行いました。

ここで、神奈川県横須賀土木事務所及び神奈川県東部漁港事務所からの主な意見について、お伝えいたします。

こちらの表は公共施設管理者から頂いた意見のうち、主な意見を抽出したものです。

公共施設管理者からの意見について、照会させていただきます。

神奈川県横須賀土木事務所とは、指定を予定している神奈川県管理の国道 134 号及び県道 215 号並びに三浦海岸について協議したところ、三浦海岸について次のような意見を頂きました。

三浦海岸は、現在の海岸保全計画によると、海水の侵入を防ぐために設置されている堤防の高さが不足しているため、将来的に堤防天端のかさ上げを行うことを想定しているが、景観重要公共施設に指定された場合に、堤防の高さの制約は発生するかという意見を頂きました。

それに対し、整備する場合には、景観担当課（都市計画課）への事前確認等はお願いますが、景観の観点から安全上必要な堤防高さを制約することはない。と事務局として回答いたしました。

城ヶ島大橋取付道路を含んだ三崎漁港を管理している神奈川県東部漁港事務所からは次のような意見がありました。

城ヶ島大橋取付道路は、住宅街を通過する城ヶ島大橋入口交差点から旧城ヶ島大橋料金所までの区間、城ヶ島大橋を渡り、観光地を通過する城ヶ島島内の区間で、景観ゾーニングに相違があるため、事務局としては色彩基準を別にする案を提案しておりました。

しかし、東部漁港事務所からは、現に特有の景観を形成している城ヶ島大橋を除いた全区間について、他の国県道と同じ色彩基準を適用した方が統一感が図られて良いのではないかという意見を頂きました。

この意見を踏まえ、東部漁港事務所の意見のとおり、色彩基準の適用範囲を「城ヶ島大橋取付道路のうち城ヶ島大橋を除く区間」としました。

また、三崎漁港について、漁港施設は機能と安全性が求められるものであり、材質が制約され、景観的な配慮が困難なため、防波堤、護岸、堤防等の外郭施設については指定の除外を希望する。という意見を頂きました。

それに対し、「景観重要公共施設の趣旨として、公共施設として求められる機能を備えた施設整備を達成した上で、さらに、景観について工夫を求めるものであり、指定されたことにより施設整備が困難

になるものではないと考えており、対象施設として指定したい。また、必要に応じて再協議したい。」と回答しております。

このように、公共施設管理者からは景観重要公共施設の指定に難色を示すものは少なく、実際の運用に関する意見を多くいただきました。

今後は、神奈川県との協議を行いつつ、本市の道路及び公園管理者である土木課、漁港管理者である水産課と具体的な協議を行っていきます。

資料1をご覧ください。

この度、3ページ以降に記載の各公共施設における整備事項及び占用許可基準について、事務局が作成しましたので、ご確認いただきたいと思います。

本日は、特に各道路に共通して適用する資料1 景観計画改定案の22ページに記載している景観重要公共施設の整備基準のうち定量基準である色彩基準の内容について、ご説明させていただきます。説明に先立ちまして、色彩基準を検討するにあたり、参照した国土交通省が示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に関するご説明をさせていただきます。

本ガイドラインの目的については、道路の質的向上を図り、本来の安全面での機能を果たしたうえで景観に配慮するとはどのようなことなのか、どの様な道路空間を目指すべきなのか、その考え方をまとめたものと位置付けられております。

本ガイドラインの役割については、道路附属物等の色彩は、道路景観に大きな影響を与える要素のひとつであるため、本ガイドラインでは一般的な我が国の自然や風土、建築物等との融和性の観点から、景観に配慮する際の道路附属物等の基本とする色彩を提示しており、独自の指針等を作成していない場合においては、本ガイドラインに準拠して道路附属物等を設置・更新することが望まれると位置付けられております。

このことから、本ガイドラインに基づいた色彩選定を行っています。

こちらの表は国土交通省が示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に記載のある、景観に配慮した基本色と、それぞれの特色を表したものとなっております。

それぞれの色彩について、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」によると、主な特色は、ダークグレー及びダークブラウンは「沿道景観を選ばず、汎用性が高いもの」となっており、グレーベージュ及びオフグレーは「開放的で明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい」となっております。

こちらは、道路附属物の色彩の見本となっております。

国土交通省が示す「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」においては、道路の景観は、沿道の特性によって大きく異なるため、「市街地・郊外部」及び「自然・田園地域」の2地域に大別しています。

「市街地・郊外部」は建築物が連坦する市街地や建築物が点在する郊外部とし、「自然・田園地域」は樹林地や田園等、自然的環境が卓越する地域とされております。

それぞれのイメージは一番右側にある写真をご参照ください。

なお、今回は、市内の景観重要公共施設の候補施設は、全て付近に建築物が連坦及び点在しているため「市街地・郊外部」として検討させていただきました。

次に示す表は「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に記載のある各道路附属物に関する基本的な考え方を示したものです。

まず、防護柵についてご説明いたします。

こちらの防護柵の特色として、塗装面が比較的小さい防護柵については、どのような地域においてもダークブラウンが対応しております。

一方、塗装面が比較的大きい防護柵はどのような地域においてもグレーベージュのみ対応しております。

こちらのグラフは景観重要公共施設を指定しており、色彩基準を設けている県内各市がどの色彩を採用しているかの割合を示しているものです。

その他に記載している色彩は、各自治体の特注色となっております。

詳細な内容については、資料2にまとめてありますので、後ほどご参照ください。

塗装面が比較的小さいガードレール形式を除いた車両用防護柵はダークブラウンを採用している自治体が多いです。

一方、塗装面が比較的多いガードレール形式の車両用防護柵はグレーベージュを採用している自治体が多い状況となっております。

これは、ガードレール形式の車両用防護柵がカーブ等における歩行者の安全確保のために設置されるものであり、ドライバーから確認しやすいグレーベージュを採用しているためです。

次は横断防止柵、転落防止柵等の歩行者自転車用柵における割合です。

ダークブラウンを採用している自治体が多いです。

次に照明柱について、ご説明いたします。

こちらの照明の特色としては、どのような地域においてもダークブラウンが対応しております。

色彩基準を採用している自治体は特注色を除いて、ダークブラウンを採用しております。

次に標識柱（ひょうしきちゅう）についてご説明いたします。

主に制限速度等の表示している標識の柱等の色彩はどのような地域においてもダークブラウンが対応しております。

高速道路等で用いられている比較的大きい標識柱は亜鉛めっき仕上げがどの地域においても対応しており、「市街地・郊外部」「歴史的な街並みが形成されている市街地」において、ダークグレー及びダークブラウンが対応しています。

色彩基準を採用している自治体はダークブラウンを採用している割合が多いです。

次に道路反射鏡（カーブミラー）についてご説明させていただきます。

こちらの道路反射鏡は他の構造物とは異なり、日本道路協会が定める「道路反射鏡設置指針」において、原則、橙色となっております。

しかし、周囲の環境等でやむを得ない場合は他の色彩を用いて良いとされています。

色彩については支柱等についてはグレーベージュ等が対応しております。

各自治体はグレーベージュを採用している割合が多くを占めています。

今回、指定予定の道路のうち、道路法による道路は「国道134号・県道215号（三浦海岸沿線道路）」「国道134号（三崎口駅から引橋交差点）」「市道310-3号線」となり、その他として、漁港漁場整備法による漁港施設である「城ヶ島大橋取付道路」となっております。

それぞれの景観ゾーニング、用途地域、景観要素について、こちらの表をご参照ください。

次に、県内各市において、本市の景観重要公共施設の候補施設と周辺環境等が類似している施設の状況を調査いたしました。

この調査につきましては、本日の審議会に先立ち、事務局における色彩検討状況を鈴木会長にご報告した際に、会長からアドバイスを頂き、県内類似施設の状況を確認したものです。

こちらの表は、本市の施設、県内各市の景観重要公共施設に指定している類似施設及び共通点を表したものととなります。

国道 134 号・県道 215 号（三浦海岸沿線道路）について、当該施設は、海を一望できる海岸沿線道路となります。

類似施設として、隣接市であり、同じく海岸沿いの道路を指定している横須賀市の「うみかぜの路景観重要道路」と、海岸沿いであり、かつ、同じ国道 134 号を指定している逗子市の「国道 134 号」を挙げさせていただきました。

国道 134 号（三崎口駅から引橋交差点）について、当該施設は、三崎口駅から市の将来的な中心市街地である中心核として位置付けられている引橋への幹線道路であります。

類似施設として、茅ヶ崎市の茅ヶ崎駅から市役所等の公共施設がある「中央通り」を茅ヶ崎市の中心的な機能を有する施設として、将来、本市が目指すべき施設として、挙げさせていただきました。

市道 310-3 号線（河津桜並木道）について、閑静な住宅街から駅前の市街地への道路であり、河津桜が道路沿いにある本市の代表的な補助幹線道路であります。

類似施設として、鎌倉市の自然豊かで閑静な住宅街から、北鎌倉駅の駅前の市街地へ抜ける「北鎌倉ベルト（県道 21 号・県道 302 号）」を挙げさせていただきました。

最後に、城ヶ島大橋取付道路について、当該施設は、本市の主要な観光地である城ヶ島への連絡道路であります。

類似施設として、藤沢市の江の島への連絡道路である「湘南港臨港道路」を挙げさせていただきました。

まず、横須賀市の事例について、ご紹介させていただきます。

横須賀市は JR 横須賀駅から平成町、馬堀海岸を経て観音崎に至る国道 16 号を主とした道路を、景観重要公共施設として指定しております。

当該施設沿いには大型商業施設、住宅地、海水浴場等があります。

こちらは、左側の表は、横須賀市の景観重要公共施設における色彩基準の内容となっております。

右側の写真は、実際の道路の状況となっております。

こちらの写真は車両用防護柵（ガードレール形式）となりますが、色彩基準の内容のとおり、支柱はダークブラウンとなり、ビームの箇所はグレーベージュとなっている状況を確認できます。

続いて、逗子市の事例について、ご紹介させていただきます。

逗子市は葉山町の行政界から鎌倉市の行政界までを指定しております。

当該施設沿いには、海水浴場、飲食店等の商業施設、住宅等があります。

こちらは、左側の表は、逗子市の景観重要公共施設における色彩基準の内容となっております。

右側の写真は、実際の道路の状況となっております。

こちらの写真は歩行者自転車用柵等となりますが、色彩基準の柱類・柵類の内容のとおり、ダークブラウンとなっている状況を確認できます。

続いて、茅ヶ崎市の事例について、ご紹介させていただきます。

茅ヶ崎市は新千ノ川（せんのかわ）橋から茅ヶ崎駅北口までの県道を景観重要公共施設として指定しております。

当該施設沿いには、公園、街路樹、市役所等の公共施設等があります。

こちらは、左側の表は、茅ヶ崎市の景観重要公共施設における色彩基準の内容となっております。

右側の写真は、実際の道路の状況となっております。

こちらの写真は標識の支柱となりますが、色彩基準の道路標識の支柱は内容のとおり、ダークブラウンとなっている状況を確認できます。

続いて、鎌倉市の事例について、ご紹介させていただきます。

鎌倉市は北鎌倉ベルトと表し、鶴岡八幡宮付近から北鎌倉駅までの主要地方道横浜・鎌倉線（県道 21 号・県道 302 号）を指定しております。

当該施設沿いには、木々に囲まれた自然豊かな箇所、閑静な住宅地、そして、北鎌倉駅付近には商業施設があります。

こちらは、左側の表は、鎌倉市の景観重要公共施設における色彩基準の内容となっております。

右側の写真は、実際の道路の状況となっております。

こちらの写真は電柱となりますが、色彩基準の内容のとおり、電柱はダークブラウンに着色されている状況を確認できます。

最後に、藤沢市の事例について、ご紹介させていただきます。

藤沢市は江の島の東側に位置する湘南港の港湾施設である湘南港臨港道路を景観重要公共施設として指定しております。

当該施設沿いには、相模湾、湘南港、江の島内の商店街等があります。

こちらは、左側の表は、藤沢市の景観重要公共施設における色彩基準の内容となっております。

右側の写真は、実際の道路の状況となっております。

こちらの写真は防護柵及び道路照明灯となりますが、色彩基準の内容のとおり、防護柵及び道路照明灯はダークブラウンに着色されている状況を確認できます。

本市の色彩基準の考え方として、一点目に、景観に配慮した道路附属物等ガイドラインにより、道路附属物に適用される景観に配慮した基本 4 色と、地域特性に応じた色彩選定の考え方を確認いたしました。

二点目に、道路附属物別の県内各市の色彩基準の状況を調査し、ガードレール形式を除いた防護柵、歩行者自転車用柵、照明柱、標識柱はダークブラウン、ガードレール形式の防護柵、カーブミラーはグレーベージュがそれぞれの色彩で最も多く採用されている状況を確認いたしました。

三点目に、本市の指定予定施設の県内各市の類似施設の色彩基準の状況を調査し、県内各市で多く採用されている色彩と同基準であることを確認いたしました。

以上 3 点の検証を行い、事務局案として、次の表とおり色彩基準を作成いたしました。

こちらは資料 1 の 22 ページに記載のある景観重要公共施設の道路における附属物等の色彩基準となります。

景観計画改定案に記載のある道路その他の施設に係る整備事項及び占用許可基準について、本審議会を含め今後の審議会において、委員の皆様から、ご意見を頂き、また、公共施設管理者からの意見を踏まえ、決定していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【鈴木会長】

はい。それでは議題1について只今の説明に関して、何かご意見、ご質問等あればお願いします。だいたい前審議会と期間が空いておりますので、分からない箇所は聞いて頂ければと思います。

【上野委員】

1点目に、通常、ガードレール等は白色が多いと思われるのですが、この度ご提案いただいた色彩基準は景観重要公共施設にのみに適用される基準であるのか。若しくは全ての公共施設に適用されるのか。

また、2点目に、今回の色彩基準はダークブラウン及びグレーベージュが主体となっていますが、都市や自然に対して、目立たない色に統一していくという考え方であるのか。

以上の2点をお聞きしたいのですけれども。

【事務局】

まず、1点目の全ての公共施設に適用されるのかという事ですが、景観重要公共施設に指定した施設について統一的な基準を適用するために基準を定めます。

これは市内全域の公共施設ではなく、今回指定を予定している景観重要公共施設において基準を適用していくものです。

次に、2点目の色彩のダークブラウンとかグレーベージュについて、こちらの色彩は、国土交通省が示す「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に記載がある色彩となっております。

基本的な考え方として、周辺景観に調和するような色彩として、国で提案されている色彩であり、また、県内各市の状況も踏まえ、三浦市においてもこのような色彩基準が良いのではないかと事務局案として提示させて頂いております。

【上野委員】

通常のガードレール等は白色が多いと思われるのですが、今回の景観重要公共施設について限定的に適用することですね。

【事務局】

そうです。

景観重要公共施設として指定していく公共施設については、統一を図っていただきたいと言うことです。

【鈴木会長】

私から、他市の色彩基準と比較するようにオーダーさせていただいた趣旨としましては、例えば、国道134号は市をまたいで続いているため、三浦市だけ特別な基準等を定めてしまうと、管理若しくは整備する管理者に対しても負担が増えてしまいます。

そのため、自治体間の関係性が重要となっています。

【上野委員】

三浦半島一帯でということですよ。

それはいいと思います。

【鈴木会長】

白色であると、周辺景観から目立ちすぎるとい点があります。

周辺景観が自然の多い場所であれば、白色であると目立ちすぎる場所ではベージュ、ダークブラウン等の色彩を採用しているケースは近年多くなっています。

また、採用事例が増えると、コストダウン等が図られていきます。

【上野委員】

色彩基準に関しては、良いと思います。

例えば、ガードレール等については、錆びたりすることにより、劣化が著しい箇所もありますが、素材について、基準等を設けますか。

【事務局】

今回は色彩について説明させていただいておりますが、資料1に事務局で景観計画改定案として、各公共施設の整備に関する事項及び占用に関する基準を記載させていただいております。

例えば、三浦海岸沿線道路（国道134号、県道215号）では、整備に関する事項のうち、素材は経年変化やメンテナンス等を考慮したものにするように、記載しております。

この中で、具体的に素材を特定することは難しいのですが、海に近いという立地も考慮して錆に強い素材を採用して下さいという事を、公共施設管理者との協議で求めていきたいと考えております。

【上野委員】

具体的には。

【事務局】

錆に強い素材や塗装で工夫していただくように要請すると考えられます。

【中津委員】

一点質問なのですが、ガードレールについては支柱も含めてグレーベージュという事ですか。

横須賀市の基準のように、支柱だけダークブラウンではなく、両方ともグレーベージュということですか。

【事務局】

支柱はダークブラウンでガードレールのビームはグレーベージュと考えております。

【中津委員】

横須賀市と一緒にいう事ですか。

【事務局】

そうです。

【中津委員】

ひとつご提案なのですが。

コスト面から難しいということは承知の上ですが、カーブミラーの支柱の足元の50cm位だけをダークブラウンにするというのは検討の余地はないですか。

安全対策上も50cm位であれば関係ないと思うのですが。

景観上、すごく変化があると思います。

コストはかかるとは思います。

【事務局】

施設管理者と協議の中で、コスト面の厳しさは聞こえてきます。

【中津委員】

本当は支柱全体をダークブラウンにして頂くのがいいのかなとは思いますが、もし可能であれば。

【事務局】

どこかの市で2色にしているような事例はありますか。

【中津委員】

見た事ないです。

支柱全体をダークブラウンにしていただくのは難しいのですか。

【事務局】

視認性の問題でグレーベージュの色を国も推奨しておりますので、難しいと思われそうです。

【中津委員】

わかりました。

【榑原委員】

少し教えて頂きたいのですが、この赤いシールはどのような意味ですか

【事務局】

製品のカタログからの抜粋ではあるのですが、この箇所が柵の終わりだという事の目印で設置されているものです。

【榑原委員】

外国の例はご覧になったりすることはありますか。

今回の景観重要公共施設の色彩についての良し悪しではないのですが、私は横須賀市で景観関係の指導を受けたことがあるのですが、他国ではどのように取り扱っているのかと疑問を持っています。僕はこの提案されたものがいいとか悪いとかじゃなくて、他の国ってどうなのかなとちょっと思いました。外国の建物を見ていると、カラフルな物があり、その中でも日本では問題無いように見受けられるので、外国の事例も調べられないかと思い、教えて頂きたい。

【鈴木会長】

私から説明させていただきます。

海外でも色彩について、厳しい国は多いです。

アメリカは州によっては厳しくないところもありますが、特にヨーロッパは色彩について、厳しく規制を課している国が多いです。

広告物について、日本は厳しくないで町がカラフルに見えると思いますが、ヨーロッパは広告物についても、厳しい国は多いです。

【上野委員】

新たに設置した際にチェックするだけなのですか。

【事務局】

施設が劣化して施設を更新するような場合においても、景観重要公共施設の範囲に指定している施設であれば協議をしていきます。

【上野委員】

分かりました。

【鈴木会長】

国道等の施設は、交通量が多いため、管理の基準が定まっており、一定のクオリティは保たれている場合が多いです。

むしろ市町村管理の施設の方が問題点は多いと思います。

【榑原委員】

三浦海岸の堤防の嵩上げは行うということですか。

【事務局】

嵩上げを今行うということではなく、もし今後整備が必要になった場合には、高さ制限があるのかという点を施設管理者から質問を受けました。

事務局としては、景観的配慮は求めるが、安全上必要な高さや構造等の制限はしないという趣旨でお答えしております。

【榑原委員】

仮に安全上必要な堤防の嵩上げを提案されたときには、問題ないとなるわけですか。

【事務局】

安全上、その高さが必要であれば。

【榑原委員】

堤防の高さは問題ないと考えているのですか。

【事務局】

安全上、高さが必要なものに対して、低くするような指導は出来ないと考えています。

ただし、景観的な配慮を求めるために協議すべき事項は相手方に求めていきたいと思っております。

【榑原委員】

分かりました。

【鈴木会長】

引き続き、公共施設管理者と協議していくこととし、色彩基準についてはお認めいただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは議題2及び議題3は後ほどにし、報告事項1を事務局より説明お願いします。

■ 報告事項1 令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について

【事務局】

それでは、報告事項1「令和元年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」のご説明をいたします。

お手元の資料7をご覧ください。

条例等の届出状況につきまして、昨年度の状況をご報告いたします。

昨年度は、15件の行為について、届出等手続きが行われました。

このうち、1件は国や地方公共団体が行う通知行為です。詳細につきましては、資料8に一覧表を添付してあります。

届出行為は11件ありました。行為の種類や景観ゾーニングの内訳を見ますと、行為の内容としては、開発行為及び建築物の色彩の変更が5件で最も多く、木竹の伐採が3件、建築物の建築等が2件、工作物の建設等とその他の行為である盛土行為が1件でした。

景観ゾーニングとしては、住宅地景観エリアが9件で最も多く、農の景観ゾーンが3件、工業地の景観エリアが2件、海の景観ゾーンが1件でした。

昨年度の届出行為のうち、景観法及び三浦市景観条例に基づく適用案件で景観上、特徴的であった2事業を抽出し、ご報告させていただきます。

まず、一つ目、「ノジマ三浦店」新築工事についてご説明させていただきます。資料8の「景観法第16条の届出状況について」のナンバー6です。

資料9をご覧ください。

本件行為はカインズ三浦店の敷地内での「ノジマ三浦店」の新築工事であります。

事業者のノジマは、本市の色彩基準を超える青色のコーポレートカラーがあります。

当初は、コーポレートカラーの使用範囲を広くしていました。

事業者に対し、建築物の色彩について、コーポレートカラーの色彩を抑えるか若しくは使用範囲を抑えるかを協議した結果、コーポレートカラーの使用範囲を最小限とした計画になりました。

また、沿道からの見え方に配慮するように協議を行い、店舗裏側にある室外機には目隠しを行い、かつ、市道脇にある河川沿いに植栽を行っていただきました。

次に、二つ目、「カインズ三浦店の外壁塗装」についてご説明させていただきます。資料10の「景観法第16条の届出状況について」のナンバー10です。

資料10をご覧ください。

本件行為は、「カインズ三浦店」の外壁塗装工事となります。

事業者に対し、周辺の街並みと調和した計画とするように協議し、原色の使用はせず、落ち着いた色彩を使用して頂きました。

また、先ほど述べた「ノジマ三浦店」と同様に、色彩基準を超える緑色のコーポレートカラーの使用範囲を最小限とした計画になりました。

報告事項1「景観法・三浦市景観条例の届出状況について」の報告は以上です。

【鈴木会長】

ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【上野委員】

景観について細かい箇所まで手続を行っているのは素晴らしいと思いました。

今回のケースは、現在の景観条例にそぐわないから、是正を求めたものなのか、若しくはノジマが近くに新築するから一緒に協議したというのか、どのような経緯で行われたのですか。

【事務局】

カインズ三浦店が建築されて、数年経過しているため、外壁の補修工事を行うことと、カインズのロゴを変更したことに伴い、建築物の色彩を変更する旨のご相談を事業者側から頂き、協議をさせていただきました。

【上野委員】

条例で定めている基準に適合するように協議したということですか。

【事務局】

その通りです。

【上野委員】

わかりました。

【吉井委員】

こういったところにあがってくる景観に関する審査というのは、開発行為や建築行為という理解で良いのですか。

【事務局】

はい。

こちらに記載のある事業に関しては、三浦市の景観条例で手続きの必要な行為として、一定規模の行為を示しています。

それを超えるような開発等については、届出等を求めています。

【吉井委員】

コロナ関係かもしれないのですが、私の自宅前の磯に入っていく箇所が、フェンスで完全に入れなくなっています。

すごく見晴らしのいい景観であった場所にフェンスが出来てしまいました。

コロナ関係で一時的であると思ったのですが、地中に埋めるような頑丈なフェンスが設置されていました。

そのような行為は景観条例の届出とは関係ないのですか。

【事務局】

そちらは背の低いフェンスですか。

【吉井委員】

乗り越えて行けないようなフェンスです。

そこは都内からの人が大勢集まる場所なのですが、その関係でフェンスを設置されたのかなと思いましたが。

そこに設置してしまうと景観を抑制してしまうと思うのですが、制限がかからないのかなと。

【事務局】

今担当の方から話がありました景観条例の中で基本的には届出の対象行為を規定しておりまして、例えば工作物であれば高さ 2m を超える擁壁等の確認申請が必要な行為が対象になってきます。

また、建築物であれば高さ 12メートルを超える建築物、若しくは床面積が 700㎡を超える建築物が届出等の対象となっています。

つまり、それぞれ届出対象行為が決まっていますので、それに該当するものは届出等を要し、手続の中で、景観上の配慮をすべき箇所について協議を行っています。

その他の行為については、景観法等に基づく協議は行っていません。

【吉井委員】

わかりました。

【上野委員】

今の質問についてですが、危ないから、市が設置する場合、周辺の住民の方々に同意を求めるなどのことを要しないのですか。

【吉井委員】

私が言ったのは市が行ったことなのかは分かりません。

たまたま、そのようなことがあったので。

【事務局】

コロナ関連であれば、三浦海岸から菊名までの無料駐車場につきましては、海岸に人が集まり過ぎないようにという事で、神奈川県が無料駐車場を閉鎖するような柵を設置した時期がありました。

【吉井委員】

三浦海岸の柵は移動可能な簡易的なものでしたが、今回のフェンスは地中に埋めるような頑丈なものが、設置されていました。

【上野委員】

資料8についてですが、16条の届出状況についての箇所にマルが付いているものと付いていないものがありますが、マルが付いているものは条例に該当し、マルが付いていないものは先方から届出があった場合ということですか。

【事務局】

こちらの資料8の二つ目の表についての質問であると思いますが、マルが付いている案件に関しましては、三浦市まちづくり条例という開発関係の条例にも該当したものを示しているものになります。

マルが付いていないものに関しましては景観法及び三浦市景観条例のみの適用となっております。

【上野委員】

それは先方からの届出がないと分かりませんよね。

【事務局】

今回この一覧表には景観条例に基づき手続きが必要な行為が一覧となっております。

【上野委員】

それを主に表しているということですね。

【事務局】

そうです。

それを主に表している一覧となっております。

景観関連以外に、都市計画課では開発に関する三浦市まちづくり条例を所管しております。

その条例にも該当して手続きが同時に必要になったものが、このマル印が付いているという事になっております。

景観的な配慮からすると相手から届出があったから分かるというよりは、先ほど申しました条例上の行為の規模を超える行為は届出等の対象になっています。

【上野委員】

無断で行っている場合もありますか。

【事務局】

例えば、市民から問い合わせを受けた際は、現地を確認し、それが該当規模以上の行為であれば事業者に対し、指導をします。

【上野委員】

質問ばかりで申し訳ありませんが、個人住宅の建替え、リフォームについては目立つ蛍光色を使用している建物がありますが、そこに対して指導等は行うのでしょうか。

【事務局】

三浦市の景観計画の中では色彩基準を定めておりまして、それは市内全域に適用がされております。

ただし、先ほどお伝えした届出を要する規模が定まっております。

基本的に規模の大きな行為が対象となりますので、個人住宅はほとんど該当しません。

個人住宅については届出等を要しませんので、指導をおこなっていない状況です。

【上野委員】

建築基準法に合致していれば問題ないということですか。

【事務局】

届出を要する行為に該当していないため、届出を求める必要はないということです。

【上野委員】

わかりました。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。

【佐久間委員】

景観条例の対象において、三浦海岸の海の家は対象ですか。

海の家やライブハウスなどの建物の色彩については規制されますか。

【事務局】

今ご指摘のありました三浦海岸に建設される海の家やライブハウスについては、ほとんどの建築物が仮設建築物の区分になります。

そうすると景観条例上の手続の対象外となります。

【佐久間委員】

派手な色になったりする可能性もあるということですか。

【事務局】

一定期間だけですが、規制がかからないということになりますと、そういうことはありえます。

ただし、三浦海岸は風致地区になり、別途、三浦市風致地区条例の色彩基準に基づいて、指導を行っていけると考えております。

【佐久間委員】

それはもうされているのですか。

【事務局】

仮設建築物についてはそのように指導しております。

厳密にいいますと、仮設建築物においても、申請は必要ですが、仮設建築物については一時的な建築物であるため、厳密に規制できていないというのが現状です。

【佐久間委員】

なぜ海岸に建築できるのですか。

【事務局】

仮設建築物を建築するために占有している土地は国有海浜地となります。

そこを管理しているのが神奈川県横須賀土木事務所です。

一定期間占有するために、有料で貸し付けて建築物を建てる手続をしております。

【佐久間委員】

地代のようなものを払っているということですか。

【事務局】

はい。

【佐久間委員】

わかりました。

【鈴木会長】

あまり事例は無いと思いますが、景観重要公共施設と位置付けると、その占有に関する基準を定められるという方法もあります。

海の家は建築基準法による確認申請により指導を行っています。

他市ではそのように指導している場合もあります。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2について事務局より説明をお願いします。

■ 報告事項2 安房埼灯台の建替え事業について

【事務局】

それでは、報告事項2「安房埼灯台の建替え事業について」ご説明させていただきます。

前審議会において、委員の皆様から頂いた意見は次のようなものとなっております。

- ・ 灯台の一般公募デザインは、周囲の景観に与える影響が大きいことから不安感、危機感は否めない。
- ・ 景観的観点からデザイン等は事前にチェックすることが必要ではないか。
- ・ 景観担当部局における情報把握が不十分であり、今後同様なことにならないようにすることが必要である。
- ・ みうら景観資産であり、協議等について申入れ等の検討をしてもらいたい。

以上となっております。

委員の皆様から頂いた意見から事務局において課題を精査いたしました。

- ・ デザイン公募情報等の庁内等連携の不備
- ・ みうら景観資産区域内における届出対象行為である事前協議の認識が希薄
- ・ 公共施設建設における通知行為の手続が軽易
- ・ 景観審議会の関わり（意見聴取）の不足

となっております。

頂いた意見に対する具体的な対応について、ご報告いたします。

令和2年1月30日（木）及び令和2年2月4日（火）に第三管区海上保安本部に対し、次の2点を申し入れしました。

安房埼灯台建替え事業は「みうら景観資産」区域内における行為であり、景観に影響を与える施設設置等については、より慎重に協議する必要があった。

今後、海上保安本部において施設のデザイン募集や、みうら景観資産の区域内での事業を計画する場合には、都市計画課との事前調整を実施すること。

第三管区海上保安本部より、今後、同様の事業実施を計画する場合には、都市計画課との事前調整を実施する旨の回答を頂きました。

今後の対策として、

- ・ 「みうら景観資産」の周辺において景観に影響を与える整備の事業等を予定する場合には、計画段階で、都市計画課へ相談するよう周知を行う。
- ・ 「みうら景観資産」区域内（又は近接）で実施される届出対象行為については、景観計画及び景観条例の趣旨を踏まえ、事前協議（通知による協議）の段階において景観、デザイン等の視点、みうら景観資産の魅力や特徴に配慮した保全方法、活用方法等の適合性について、必要に応じて、景観審議会に意見聴取を実施し、市から指導等を行う。

以上の2点を行っていきたいと考えております。

こちらが完成した安房埼灯台となっております。

以上で説明を終わります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。こちらに関しまして、何かご意見、ご質問はありますか。

イラストは青首大根が逆さに刺さったような感じだったので、下部は緑っぽい感じになっていますね。

よろしいでしょうか

【上野委員】

今後の対策でみうら景観資産のうち、景観に影響を与える事業について、把握している事業はありますか。

【事務局】

現在、特に聞いておりません。

【吉井委員】

対象行為のみならず、景観に与える事業については幅広くチェックした方が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

景観資産に影響を与えるとお伝えしましたが、どこまでの範囲を対象とするか難しいと事務局でも感じております。

なるべく多くの情報を収集し、影響を与えそうなものについては、積極的に対応していきたいと思っております。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。それでは議題に戻りまして、議題2について事務局の方からお願いします。

■ 議題2 令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について

【事務局】

議題2「令和元年度みうら観光写真コンクール「みうら景観賞」の選考について」説明をさせていただきます。

本議題は、本来ならば令和2年3月開催の景観審議会で審議予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け延期となっていたものです。

事務局として、今日（こんにち）、コロナウイルス感染拡大により、外出自粛、イベント中止する中で、コロナウイルス感染拡大前の活気ある三浦市の日常の景観が貴重であると判断しました。

また、オンラインでの選考も検討しましたが、実際の写真を見て頂いて選考すべきと考え、今回の議題とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、予備選考から最終選考に至るまでの経過をご説明します。

令和元年度みうら観光写真コンクールは83作品の応募がありました。

応募作品全てに対し、事務局が予備選考を実施し、市外及び民有地から撮影した3作品及び構図等が重複している1作品の計4作品を除き、また、予備選考通過作品のうち、当該写真コンクールで多くの作品を表彰させるため、三浦市観光協会の各賞に選定された15作品を除いた64作品が本審議会にて実施される最終選考対象作品となります。

最終選考では、64作品より3作品を「みうら景観賞」として選考して頂きます。

なお、最終選考作品の写真及び作品名は資料4及び資料5を配布しております。

また、過去受賞作品については資料6にまとめておりますので、選考にあたり、ご参考にしていただければ幸いです。

次に、最終選考に入る前に事務局により実施した予備選考基準についてご説明させていただきます。

まず、三浦市内に位置する景観であること。

次に、公共の場から容易に眺望することができる景観であること。

最後に、テーマに沿った作品であること。

テーマにつきましては、「三浦市の まち と くらし の風景」となっております。

スライドでは、本日の選考方法をイメージしたものとなっております。

各委員の皆様方には、隣の部屋の第1会合室にあります最終選考対象作品をご覧いただき、その中から副題を含む最も景観的観点が良い作品を5作品を選んで資料4の回答票に丸を記入していただきます。

記入後、回答票を事務局に預けていただき、集計いたします。

投票数の多い上位3作品を「みうら景観賞」といたします。

なお、1回の選考で3作品が決定できない場合は、意見交換により選考いただきます。

たいへん申し訳ありませんが、選考終了後、「みうら景観賞」となりました作品を選考された委員の方には選考理由をお伺いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、議題2「令和元年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について」の説明を終わります。

以降 選考に係る部分は非公開

【鈴木会長】

それでは、みうら観光写真コンクールの「みうら景観賞」については、これらの3点に決定したいと思えます。以上をもちまして、本日の選考は終了します。

【榊原委員】

少し感想があるのですが、初めて参加させていただき、三崎は漁業で発展してきた町なのですが、マグロと言いながらも、その作品が一つもなかったなと思えます。

【鈴木会長】

それでは議題3の説明をお願いします。

■ 議題3 令和2年度みうら観光写真コンクールの共同開催について

【事務局】

議題3「令和2年度みうら観光写真コンクールの共同開催について」説明させていただきます。

今年度も、本市景観施策の一つのイベントとして定着しております三浦市観光協会と写真コンクールを共同開催したいと考えています。コンクールでは、先ほどと同様に委員の皆様のみうら景観賞3点を選考していただきます。みうら景観賞は、写真の技術ではなく、市内に存在する景観の観点から特に優れた作品を表彰し、新たな景観資源の発見とともに、優れた景観資源であれば、みうら景観資産に認定していくものです。

これまで、平成27年度については「後世に残したい三浦らしい景観（みうら景観資産）探し」、平成28年度については、「三浦市から見える美しい風景（三浦市の眺望点探し）」、平成29年度については、「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」、平成30年度については、「三浦市での暮らしや旅の中で出会ったあなたのオススメの風景」、令和元年度については、「三浦市の まち と くらし の風景」とそれぞれ副題を設けて募集を行っています。

ここで、資料6をご覧ください。こちらは過去に景観賞を受賞した作品です。

昨年度末から新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内の主要イベント等はほとんどが中止となっており、本年度は、イベント等を連想させるようなテーマ設定ではなく、日常的な三浦市を連想させるようなテーマ設定が望ましいと考えております。

再び、スクリーンをご覧ください。

以上の景観を抽出する機会として、今年度のコンクールに際しましては、次のような副題設定を検討しております。

今年度の副題を「三浦市の自然の恵みを感じる風景」という副題を提案させていただきます。

前審議会でご意見のあった「人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら」の「人」「まち」「自然」を毎年度のテーマ設定に盛り込む方が良いのではないかとのご意見を頂いたため、本年度は「自然」をテーマにした副題としたいと考えております。

議題3「令和2年度みうら観光写真コンクールの共同開催について」の説明は以上となります。

【鈴木会長】

はい、ありがとうございます。只今の説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。ちなみに、三浦観光写真コンクール自体のテーマは決まっているのですか。

【渡辺委員】

本題は毎回同じなので、副題を本審議会で決定していただくものとなっております。

【上野委員】

今の説明にあった過去のテーマをみると、それぞれ良い作品が選出されたと思います。

「自然の恵み」というテーマであると、限定されてしまうのではないかと思います。

周囲の自然について、限定的に捉えるのではなくて、街や人も含めたものとして、広く捉えられるようなものが良いかと思います。

現在のコロナ禍において、例えば、テレワークや自給自足の生活などの人々の住み方が変わってきています。

また、私の周囲の方に聞くと子供がのびのび出来る場所と言われる方も結構多いです。

だから、このような状況は三浦市にとっては良いチャンスであると思います。

三浦市はそれが出来る町だと思います。

そのような魅力を引き出すために、もっと広く解釈できるようなテーマに出来ないですかね。

【鈴木会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【渡辺委員】

観光協会として、コロナの状況で写真コンクールを開催するかという議論はありました。

しかし、この状況下で開催することにより、予想しない写真が出てくるのではないかとこのことを期待して、今年度も実施することにしました。

様々なご意見もあると思いますが、この状況下は今年から来年ぐらいの間の中の時期で皆さまがどのように考えて写真を撮ってくるかについて、期待しています。

【鈴木会長】

上野委員、具体的な副題案はどのようにお考えですか。

【上野委員】

具体的な副題案というと少し難しいです。

応募される方は例年同じ方ですか。

あるいは新しい方が出してくれていますか。

【事務局】

もちろん例年、応募される方もいらっしゃいます。

新規で応募される方もいらっしゃいます。

割合としては半分くらいです。

【佐久間委員】

三浦市の方が多いのですか。

【事務局】

三浦市在住の方もいらっしゃいますし、遠い方ですと東京、若しくは地方等の三浦市以外の方もいらっしゃいます。

【上野委員】

それこそ市のタイトルになっている「人・まち・自然の鼓動を感じる都市」このような表現ですかね。

【中津委員】

なんか自然の恵みと言った瞬間自然と農業の方に偏る気がするのですが、人・まち・自然の鼓動を感じる都市みうらの「自然の鼓動」であれば、三浦の自然について自問自答してくれる可能性はあるのかなと思います。

例えば「自然の鼓動を感じる風景」みたいに、鼓動である必要かは議論の余地はありますが、それをつければ良いかと思います。

【鈴木会長】

もともと海と畑の写真はすごく多い感じがします。

【榊原委員】

上野委員の言われていた子供については含まれていませんが、結構広い解釈で考えれば、様々な捉え方が出てくるのかと思います。

【上野委員】

副題に自然とされると限定的ではないかと思います。

【榊原委員】

子供たちが校外学習しているような場面がテーマで出されてもおかしくないのかなと思います。

【上野委員】

私のイメージもそういう感じかな。

【吉井委員】

鼓動とかいいですね。

【鈴木会長】

「自然の鼓動を感じる町の風景」

【上野委員】

そうすると自然の意味が出てくるかもしれませんね。

【榊原委員】

カメラマンの考え方が出てくると思います。

鼓動と副題を変更しても、ニュアンスは一緒なのではと思います。

【上野委員】

「自然の恵み」より「自然の鼓動」の方が、生き生きした感じがします。

【鈴木会長】

では、第2案として「自然の鼓動を感じる風景」にして、挙手で決めるというのはいかがでしょう。よろしいですか。それでは、第1案「自然の恵みを感じる風景」こちらに賛成の方挙手をお願いします。続いて「自然の鼓動を感じる風景」賛成の方。

挙手の結果、「三浦市の自然の鼓動を感じる風景」こちらを副題とします。

それでは以上をもちまして本日の予定は、終了となります。

委員の皆様からご意見等はありませんか。長時間にわたって、ご協力いただきありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。

本審議会で選考した「みうら景観賞」について、表彰式は行わず、事務局より郵送にて、受賞者に通知する旨を報告し、その後、事務局より閉会を宣言した。

—了—